

◎ 生活のスローガン：『命と体と仲間を大切にしよう！』

生活目標

1. 常に良い習慣を養い、心身ともに健康な生活を送ろう。
2. 日々の学習に努力を傾け、教養を高め、技能を磨こう。
3. 自らの生活に科学する心を生かして、向上の一路を歩もう。
4. 誠実な心で互に協力し、明るく豊かな生活の場を築こう。
5. 責任を重んじ、正しい判断に基づいて、すべてのことに当ろう。
6. 職業を尊び、勤労を愛し、工業の発展に役立つ人になろう。
7. 感謝の心をもって、進んで社会に貢献できる人になろう。
8. 学校にふさわしい良い環境を互いに協力して作りあげよう。

◎ 本校として許さない4つの原則

- 1 暴力・いじめ 暴力・いじめは絶対に許しません。
- 2 タバコ・酒 20歳未満の飲酒、喫煙は法によって禁じられているので、絶対に許しません。また、20歳に達した生徒といえども、学校内および登下校時においては、許しません。
- 3 バイク・車 バイク・自動車通学は禁止します。
- 4 施設・設備の損壊 施設・設備・備品を壊すことを禁止します。

◎ これだけは守ろう

- 1 無断欠席・無断早退をしない。
- 2 体育館では体育館シューズに履き替える。
- 3 登校後は不必要に校舎外に出ない。
- 4 授業中は次のことを守ろう。
 - (1) 始業のチャイムが鳴ったら、決められた席に着席する。
 - (2) 教科書・ノート・筆記用具を用意する。
 - (3) 無駄話（私語）を慎む。
 - (4) ガム・ジュース等の飲食をしない。
 - (5) 授業に関係ないスマートフォン・携帯電話・ゲーム機・音楽プレーヤー・漫画等は禁止である。
 - (6) 担当教師の指示には素直に従い、暴言・指導無視をしない。
※授業終了後は、机・椅子等を整理整頓し、窓をきちんと閉め、照明・エアコンを消す。

◎ 生徒心得

1 服装

- (1) 質素・清楚を心がける。
- (2) 機械科では、実習室においては実習服と帽子とを着用する。
電気・電子科では、実習の都度指示に従うこと。
- (3) 体育では、必ず指定の体育着を着用し、運動靴と体育館シューズの区別をする。

2 所持品・遺失物・拾得物

- (1) 衣服、所持品には、必ず学年組氏名を明記し、保管に万全を期す。
- (2) 不必要な金品、危険な品物を持参しない。
- (3) 遺失物・拾得物は、直ちに学級担任又は係の先生に届け出る。

3 登校・外出・下校

- (1) 登校・下校の時刻を厳守する。(始業午後5時45分、終業午後9時00分。)
教室棟には、午後5時以前には立ち入ることができない。
登校以外の目的で、駐輪場を使用しないこと。
- (2) 登校・下校は所定の昇降口から行う。
- (3) 登校後は授業終了まで外出しない。止むを得ない用事で外出するときは、学級担任もしくは係の先生に届け出る。

4 室内生活

- (1) 室内においては、静かにし、整理整頓に心掛ける。
- (2) 所定の時間・場所以外において、飲食をしない。
- (3) 実習室での飲食は禁止とする。

5 校舎・校具の取扱い

校舎・校具は大切に取扱い、誤って破損、紛失した時は、直ちに学級担任又は係の先生に届け出る。この場合その一部又は全部を現品又は金銭で弁償しなければならないことがある。

ロッカーは大切に扱い、必ず鍵をかけ、小さな破損は自分で修理するように努める。また他人のロッカーにはいっさい手をふれたり、使用したりしない。

6 礼儀

- (1) 登校・下校の途中、本校教職員に出会った時は挨拶をする。又、学校周辺住民に迷惑をかけることがない。
- (2) 校内において来賓及び本校職員に出会った時は会釈をする。
- (3) 教室内においてはオーバーコート・帽子を脱ぐ。
- (4) 授業の始めと終わりには起立して礼を行う。

7 飲酒・喫煙

20歳未満の喫煙や飲酒は、心身の健康への影響が青年より格段に大きいため、法律で禁止されている。よって、飲酒・喫煙は決して行ってはならない。

8 薬物乱用防止

覚醒剤、麻薬、大麻などの薬物乱用は、心身の健康や人格の形成、社会の安全などに対して、様々な影響を及ぼすため、年齢にかかわらず法律で禁止されている。よって、薬物乱用は決して行ってはならない。

9 通学

- (1) 自動車・オートバイによる通学はできない。
- (2) 自転車通学を希望する者は、必ず自転車保険に加入し、学校に自転車通学許可願を提出すること。

10 募金

学校の内外で金品を集める時は、事前に学級担任又は係の先生の許可を受けること。

11 校外団体への加入・参加

生徒会・クラブ・ホームルーム等の団体が校外の団体に加入し、又はその行事に参加する時は係の先生・学級担任と生活指導部の許可を受けて行う。

12 教室等の使用

クラブ活動、その他で教室等を使用する場合は、責任者を定めて係の先生、又は学級担任の許可を受けて使用し、使用後は必ず整理整頓しておく。

13 居残り

放課後 21 時 45 分までとし、自習・クラブ活動その他のために学校に居残るときは、担当教員の指導に従って残ること。

14 土曜・日曜・祝日の登校

土曜・日曜・祝日等に登校して校舎・校具・運動場を使用するときは、担当教員の指導に従う。

15 掲示・その他

校内に掲示・貼紙・陳列・配布等をする場合は、事前に学級担任又は係の先生と相談して決める。掲示・貼紙は所定の場所に限る。

16 休業中の計画・行事

- (1) 休業中の諸計画（アルバイト及び旅行・登山・キャンプ・水泳等）については保護者の了解を得ること。
- (2) 休業中の校内外のクラブ活動は、学校の定める期間、顧問指導の下に実施する。
- (3) 冬季休業中は原則としてクラブ活動は実施しない。

17 清掃整備

- (1) 校内の美化に努め、教室空間の正しい利用を考え、よい環境を作るように心掛ける。
- (2) 放課後の教室及び特別担当区域の清掃は、特に丁寧に行い、終了後必ず先生の点検を受ける。
- (3) ゴミの分別・削減・資源のリサイクルに努める。

18 非常事態

- (1) 火災の発生せぬように、火気には万全の注意を払う。
- (2) 学校の許可なく、火気を用いることはいっさい禁止する。
- (3) 地震・火災など非常事態の発生した場合は、教職員の指示に従って行動し、混乱を起こさぬように心掛ける。また、退避の時は、敏速に秩序ある行動をとる。

19 届出願い

- (1) 欠席・遅刻・早退・欠課の場合は、そのつど学級担任に届け出る。
- (2) 表1（「学校において予防すべき、感染症の種類と出席停止期間の基準」）の学校感染症に罹患した場合、学校保健安全法に基づき、出席停止とする。出席停止とは、通常の欠席とは異なり、学校における感染症拡大防止のため欠席にはならない。以下のように対応すること。
 - イ 授業開始前に学校へ連絡する。
 - ロ 病院へ行き、診断の結果について速やかに学校へ連絡する。
 - ハ 出席停止期間が終了し登校した際には、担任から「学校感染症による欠席届」を受け取る。
 - 二 「学校感染症による欠席届」に医療機関を受診した証明（領収書のコピー等）を添付し担任に提出する。
- (3) 休学・復学・転退学に関する必要事項は、学則に明記してある。
- (4) 姓名・住所・保護者などに変更・異動があった時は直ちに学校長宛届け出る。

補 足

以上に明記されていない事柄で不審な点のある場合は、学級担任又は係の先生に相談して行う。